

# RIZAP グループ株式会社

## 定 款

平成 15 年 3 月 26 日 作成  
平成 15 年 3 月 28 日 公証人認証  
平成 15 年 4 月 10 日 会社成立  
平成 17 年 3 月 8 日 改訂  
平成 17 年 3 月 16 日 改訂  
平成 17 年 6 月 29 日 改訂  
平成 17 年 10 月 28 日 改訂  
平成 18 年 2 月 16 日 改訂  
平成 18 年 5 月 1 日 改訂  
平成 18 年 6 月 29 日 改訂  
平成 18 年 10 月 1 日 改訂  
平成 19 年 6 月 28 日 改訂  
平成 19 年 9 月 1 日 改訂  
平成 20 年 6 月 27 日 改訂  
平成 21 年 6 月 25 日 改訂  
平成 22 年 6 月 25 日 改訂  
平成 23 年 6 月 25 日 改訂  
平成 24 年 1 月 1 日 改訂  
平成 24 年 6 月 23 日 改訂  
平成 26 年 6 月 21 日 改訂  
平成 27 年 1 月 1 日 改訂  
平成 27 年 6 月 27 日 改訂  
平成 28 年 6 月 20 日 改訂  
平成 28 年 7 月 1 日 改訂  
平成 29 年 6 月 24 日 改訂  
平成 29 年 10 月 1 日 改訂  
平成 30 年 6 月 24 日 改訂  
平成 30 年 8 月 1 日 改訂  
令和元年 6 月 22 日 改訂  
令和 4 年 6 月 24 日 改訂  
令和 5 年 6 月 30 日 改訂

# RIZAP グループ株式会社 定 款

## 第1章 総則

(商号)

### 第1条

当会社は、RIZAP グループ株式会社と称し、英文では RIZAP GROUP, Inc. と表示する。

(目的)

### 第2条

当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理及び経営支援を行うことを目的とする。

- (1) 健康食品の製造、輸入、販売及びその仲介
- (2) 化粧品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
- (3) 食料品の製造及び販売
- (4) ハーブ・ビタミン・ミネラル類の補助食品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
- (5) 茶類、清涼飲料水等の飲料品及び酒類の製造及び販売
- (6) 乳製品等の製造、販売及び加工受託事業
- (7) 農産物・水産物及びこれらの加工品の製造、販売
- (8) 惣菜の製造及び販売
- (9) 入院患者に対する給食業務の受託及び管理
- (10) スポーツ娯楽用品・運動競技用具の製造及び販売
- (11) 医療、健康及び美容に関する文化教室等の運営及び通信教育
- (12) 医薬品、医薬部外品及び衛生用品の企画、研究開発、臨床協力、管理、製造、輸出入、販売及びその仲介
- (13) 医療器具、用具の企画、研究開発、臨床協力、管理、製造、輸出入、販売及びその仲介
- (14) 印刷業・製本業及びその代理業務並びに書籍類その他の印刷物の企画、制作、編集、翻訳、出版、頒布、販売、委託販売及びその代理業務
- (15) 薬局の経営
- (16) 理美容サロン、エステティックサロン、全身美容サロンの経営
- (17) フィットネスクラブの経営
- (18) 喫茶、食堂、レストランの経営
- (19) ホテルの経営
- (20) 広告、コマーシャルの企画、制作、製版及び販売
- (21) 経営に関するコンサルティング業務、情報提供サービス業務及び経営管理システムの開発業務
- (22) 美容用品及び美容機器・健康機械器具、自動車、バイク、自転車、事務機器、什器、備品、その他動産の製造、リース、レンタル及び販売
- (23) 包装資材及び梱包資材の製造販売
- (24) 健康食品・美容機器・化粧品の品質と安全に係る研究と新製品の研究開発
- (25) 電気通信設備工事、電気通信に関する電話工事全般及び請負業務並びに代理店業務並びに電気通信サービス・放送サービスの加入手続に関する代理店業務
- (26) 電話受信発信事務代行業務及びコンサルティング業務
- (27) 電気通信事業法に定める電気通信事業電気通信設備による国内・国際間の電信電話の媒介及び伝送
- (28) 通信機器、音響機器、映像機器、照明機器及び同部品、電子機器用部品、各種パッキングの設計、開発、製造、加工、取付工事、輸出入、販売、リース、レンタル、メンテナンス並びにその仲介
- (29) コンピュータ、その周辺機器・関連機器、ゲームソフト、コンピュータソフトウェア、アプリケーション及びマルチメディアコンテンツの企画、設計、開発、制作、製造、運営、販売、レンタル、メンテナンス、輸出入及び翻訳、これに関する代理店業並びにそれらの開発技術に関する教育
- (30) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (31) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

- (32) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (33) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (34) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (35) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (36) 介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業
- (37) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (38) 介護保険法に基づくその他の事業
- (39) 要介護者等の輸送サービス業
- (40) 入院患者に対するリネンサプライ業務
- (41) 医療施設の維持、保守、改修、修理及び管理
- (42) 病医院の防災、警備、清掃、自動車保険、駐車場管理
- (43) 病医院内の託児所・食堂・売店等の経営
- (44) 診療報酬請求事務及び経理事務の受託
- (45) 病院職員の福利厚生活動の企画及び代行
- (46) 衣料品、繊維製品、靴、家具、バッグ、装飾雑貨、貴金属、宝石、アクセサリー、時計、眼鏡、寝具、光学機器、民芸品、工芸品、美術品、日用雑貨品及び家庭用電気機械器具その他各種物品の企画、製造、輸出入及び販売業務
- (47) デザインの企画及び製作並びにオフィス空間、商業店舗空間等の企画、デザイン、設計及び施工
- (48) 写真業
- (49) 商業写真スタジオの賃貸
- (50) 画像・映像・音声ソフトの企画、立案、制作、編集、受託及び販売
- (51) 貸金業
- (52) 引越しに係る代理店業務
- (53) 倉庫業
- (54) 建築工事業
- (55) 建設工事の請負
- (56) 地域開発、都市開発、環境整備その他建設に関する事業
- (57) 庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設その他公共施設等の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (58) 外壁、屋根工事業
- (59) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- (60) 住宅・店舗のリフォーム、内外装工事業
- (61) 建設資材の販売
- (62) 建築設計業務
- (63) インターネットを利用したショッピングモールその他新規ビジネスの企画・運営管理及び情報検索代行サービス、コンピュータネットワークを利用した物品販売その他通信販売・受注受付代行業務・情報提供サービス及び販売促進サービス、マーケティング並びに代金決済システムの企画開発、販売及び保守
- (64) インターネットサイト及びそのコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営並びにこれらの受託
- (65) 情報セキュリティに関する情報の収集及び提供並びにセキュリティシステムの企画、開発、設計、管理、販売、施工及びメンテナンス
- (66) 古物売買業
- (67) 労働者派遣事業
- (68) 有料職業紹介事業
- (69) イベント企画・制作・運営、映画、演劇興行並びにボウリング場その他遊技設備を備える施設及び公衆浴場の経営
- (70) ゴルフ場建設及びこの経営
- (71) 不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介及び斡旋並びに所有、管理、運営及び利用
- (72) 投資業
- (73) カラオケ機器・オーディオビジュアル機器及びソフトウェアの販売及び賃貸
- (74) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (75) 知的財産権の企画、取得、販売、貸与、使用許諾並びに仲介
- (76) ダイレクトメール、チラシ及び小荷物の受託配達事業並びに特定信書便事業及び貨物利

用運送事業

- (77) 金属プレス製品製造業
- (78) 玩具及び文房具の製造、販売
- (79) 飲食店の経営
- (80) 金融業、クレジットカードの申込に関する代理店業、金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証並びにクレジットカードの取扱業務、情報記録磁気プリントカード・商品券等の販売
- (81) オフィス・オートメーション機器及びその付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
- (82) 物品の仕分け、梱包及び発送並びに配送業務の請負業
- (83) 文化教室・展示場及び駐車場の経営
- (84) 生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供並びに関連企業への経営指導等に関する業務
- (85) インターネット等を利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理、運営及びインターネット等の接続に関する業務
- (86) 物流センターの管理、運営及び物流情報の収集処理業務
- (87) 電話による事務連絡の取次サービス
- (88) 市場調査及び各種マーケティングリサーチの請負
- (89) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (90) 情報記録磁気カードシステムに関する企画、調査及び研究開発
- (91) 有価証券の保有、売買、投資、運用
- (92) 広告代理店業務
- (93) 企業及び事業者の技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介並びに斡旋
- (94) 自動販売機による商品の販売並びに自動販売機の設置、管理及び運営
- (95) 映画・コンサート等の各種チケット販売
  
- (96) 英会話学校の運営事業及び海外留学に関する情報提供サービス事業
- (97) ブライダル事業
- (98) 旅行斡旋業
- (99) 海外商取引の代理及び輸出入業務
- (100) ポイントサービス及びフラッシュマーケティングの運営業務
- (101) サッカークラブ、サッカー試合、スポーツクラブ、スポーツ教室、スポーツ関連イベントの運営、企画及び管理並びにスポーツ施設の保有、運営及び管理
- (102) タレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手等のマネジメント及び肖像権管理、並びにスポーツ選手及び指導員の育成
- (103) 保育所及び託児所の経営
- (104) 前各号に関する、フランチャイズチェーンシステムによる事業の管理、運営、店舗の経営、経営指導、加盟店の募集並びに加盟店の経営診断及び指導
- (105) 前各号に関する、販売促進業務、販売物作成業務の請負
- (106) 前各号に関する、調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
- (107) 前各号に関する技術援助及びコンサルティング業務
- (108) 前各号に関する商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得利用開発、管理、使用許諾及び販売
- (109) 前各号に付随関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式の総数は、800,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条

当会社の株主は、当会社に対し、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条

当会社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、

- その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

##### 第14条

定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

#### (招集権者及び議長)

##### 第15条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

##### 第16条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

##### 第17条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

##### 第18条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

##### 第19条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (取締役の選任)

##### 第20条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条

当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。選定した取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会決議の省略)

第 27 条

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

## 第 29 条

取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

## 第 30 条

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、その取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

## 第 31 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

## 第 32 条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

## 第 33 条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

## 第 34 条

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

## 第 35 条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

## 第 36 条

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

## 第 37 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

### 第38条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金及び中間配当金)

### 第39条

当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2. 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。）を行うことができる。

(利益配当金及び中間配当金の除斥期間)

### 第40条

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

### 第1条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。